

あなたの声を市政に反映

市は、市民の皆さんの「声」を反映させた市政運営を行うため、提案・要望・意見などを
お受けする広聴制度を設けています。平成25年度の広聴結果と制度の概要をお知らせします。



平成25年度に寄せられた市民の皆さんの「声」は、延べ744件でした。内容別では左表の通りとなっています。

内容	件数	構成比(%)
暮らし・環境・安全 (ごみ、喫煙対策、交通安全など)	252	33.9
行政一般 (一般的な行政事務、職員についてなど)	199	26.7
教育・文化 (学校教育、生涯学習、スポーツなど)	116	15.6
福祉・保健・医療 (福祉全般、子育て支援など)	110	14.8
都市づくり・都市施設(道路、公園など)	61	8.2
その他	6	0.8
合計	744	100

多く寄せられた個別の内容では、ごみに関するものが164件、職員の接遇・態度が48件、

図書館に関するものが41件、スポーツ施設に関するものが28件、道路の管理・補修等が26件の順です。

受付方法は、Eメールが346件(46%)と最も多く、広聴はがきが236件(31%)、電話・来庁が70件(9%)などとなっています。

ご意見はこのように対応しています

皆さんから寄せられたご意見・ご要望などは、市長まで届けられ担当部署の対応を確認し、市の施策に反映させるよう努めています。

また、連絡先(住所・氏名)をご記入いただいた方には、検討結果や対応を文書で回答いたします。

寄せられた声を紹介します

資源の持ち去り

Q 自宅前に置いた新聞紙を持ち去る不審な人物がいました。これは市にとって損害になると思います。どのような対策をとっていますか。

A 市の貴重な資源を持ち去るという残念な行為が後を絶たず、苦慮しています。持ち去り行為者の対策については、日々のパトロールのほか、収集日当日の早朝特別パトロールを実施しています。また、市民の皆さんには広報やホームページ等で注意喚起を行うとともに、通報や情報提供をお願いしています。寄せられた持ち去り行為者に関連した情報をまとめ、定期的に立川警察署に報告し、取り締まりを依頼しています。今後も問題解決に向けて努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

市ホームページ 便利な「地域の情報」ページのご活用を

くらしの情報 と 地域の情報 が切り替わる!



1 くらしの情報ページ

基本的な市政情報を分かりやすくまとめたメイントップページ

2 地域の情報ページ

イベント・講座などの情報や市内の見どころを紹介する第2のトップページ

JR立川駅南北デッキ

エレベーターを正しくご利用ください

市は、JR立川駅南北のデッキにエレベーターを設置しています。高齢者やお体の不自由な方などが優先です。自転車はご遠慮ください。なお、エレベーターには利用上の注意事項を掲示しています。

●物を挟んだときは、すぐに「開く」ボタンを押してください
衣類やひも状のもの(なわとびなど)をドアに挟んだままエレベーターが動き出すと、けがや故障の原因となり危険です。



●走って乗り込まないでください
走って乗り込むとドアにぶつかる、挟まるなどの恐れがあり危険です。



●幼児には大人が付き添いましょう
幼児だけで利用すると、ドアの開閉の際にけがをしたり、操作ができずに閉じ込められる恐れがあります。



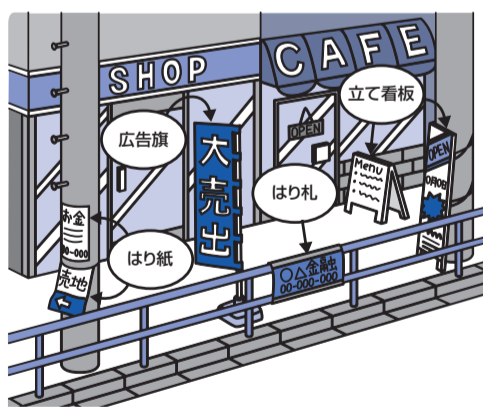
●足元を確認して乗り降りしましょう
かごと乗り場の間に段差ができることがあります。つまずいて転倒しないよう気を付けましょう。



問▷南口デッキ=区画整理課工事係・内線2318、
北口デッキ=道路課施設係・内線2396

市ホームページのトップページは、2画面の構成となっています(上図)。「地域の情報」ページは、地域案内等のポータルページとなっているのが特徴です。ぜひご利用ください。

問 広報課市政情報係・内線3305



道路にはみ出した枝のせん定・除草にご協力を
民有地の樹木の枝や草が道路に伸び、通行を妨げたり、街路灯・道路標識・カーブミラーなどを隠したりして危険との苦情が市に寄せられています。道路にはみ出した枝や草は、早めにはせん定・除草をお願いします。
問 道路課維持係・内線2401

皆さんの「声」をお待ちしています
市政についてお気づきの点がありましたら、次の方法でご意見・ご要望をお寄せください。
より良い市政運営のため、あなたの「声」をお待ちしています。

- 広聴はがき 切手不要の「市長へのはがき」を市役所や地域学習館などの市施設に用意しています。また、そのほかの用紙でも広報課(〒190-8666 泉町1156-9)宛てに郵送していただければ、市へのご意見・ご要望として受け付けています。
- Eメール 市ホームページのトップページ左下「市政へのご意見」からお寄せください。
- ファクス 広報課Fax(521)2653へ
- 問 広報課広報広聴係・内線2744

道路上の電柱や街路樹、道路標識などに、はり紙、はり札、広告旗(のぼり旗)、立て看板などが設置されているのを見かけますが、これらはまちの景観を損ない、歩行者等の通行の妨げとなります。市は、路上違反広告物撤去活動推進員など連携し、まちの美観と安全性の向上のために、違反広告物の撤去を行っています。違反広告物(左

●路上違反広告物撤去活動推進員を募集 違反広告物の撤去活動にご協力いただけるボランティア団体を募集しています。きれいで歩きやすいまちをつくるために、ぜひご協力ください。
問 道路課道路管理係・内線2388



道路上に掲出されたこのような広告物は撤去対象の違反広告物です

問 参照)は設置しないでください。